

## 今後の検討課題（案）

- ブローカー対策等、技能実習生の需給調整のあり方
- 「研修」のみで1年以内に帰国する場合の取扱い
- 帰国後の技能移転の実効性確保
- J I T C Oのあり方
- その他

# ○ブローカー対策等、技能実習生の需給調整のあり方

## ①受入れ団体による不正行為等

団体監理型で不正行為等の問題や、失踪者が多く発生、特に団体監理型の中でも異業種組合に所属する企業において、問題が見られる割合が高い。

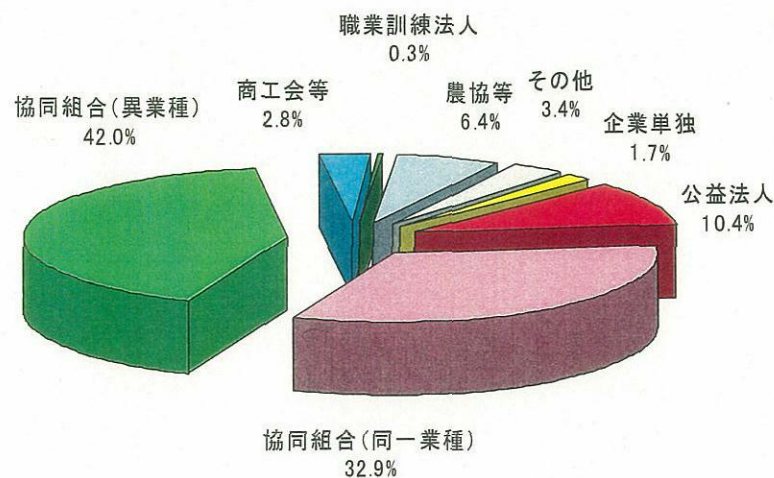
不正行為認定件数 (法務省データ)

	H15年	H16年	H17年	H18年	合計
認定件数	92	210	180	229	711 (100%)
うち団体監理型	87	208	175	218	688 (97.0%)

技能実習期間中における失踪者数 (JITCOデータによる)

	失踪者報告数(A) (2001年度～2005年度)	当該期間に失踪の可能性のある 技能実習生数*(B)	A/B×100(%)	
企業単独型		121	7,856	1.5
団体監理型		6,198	156,558	4.0

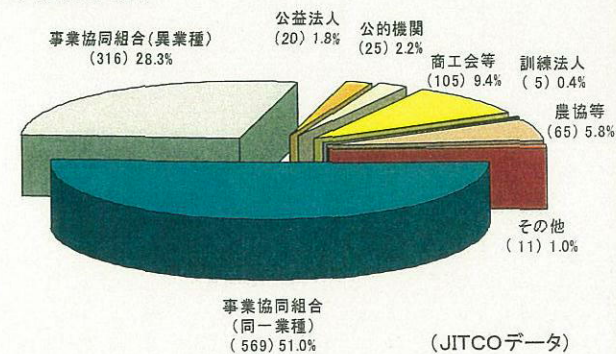
JITCO巡回指導で指摘のあった受入れ企業の属性(受入団体)別割合(平成17年度)



(JITCOデータ)

受入機関の属性	受入企業数
企業単独	72
公益法人	430
協同組合(同一業種)	1,363
協同組合(異業種)	1,741
商工会等	117
職業訓練法人	11
農協等	265
その他	142
合計	4,141

技能実習移行申請企業(団体監理型)が所属する団体の種別内訳



(JITCOデータ)

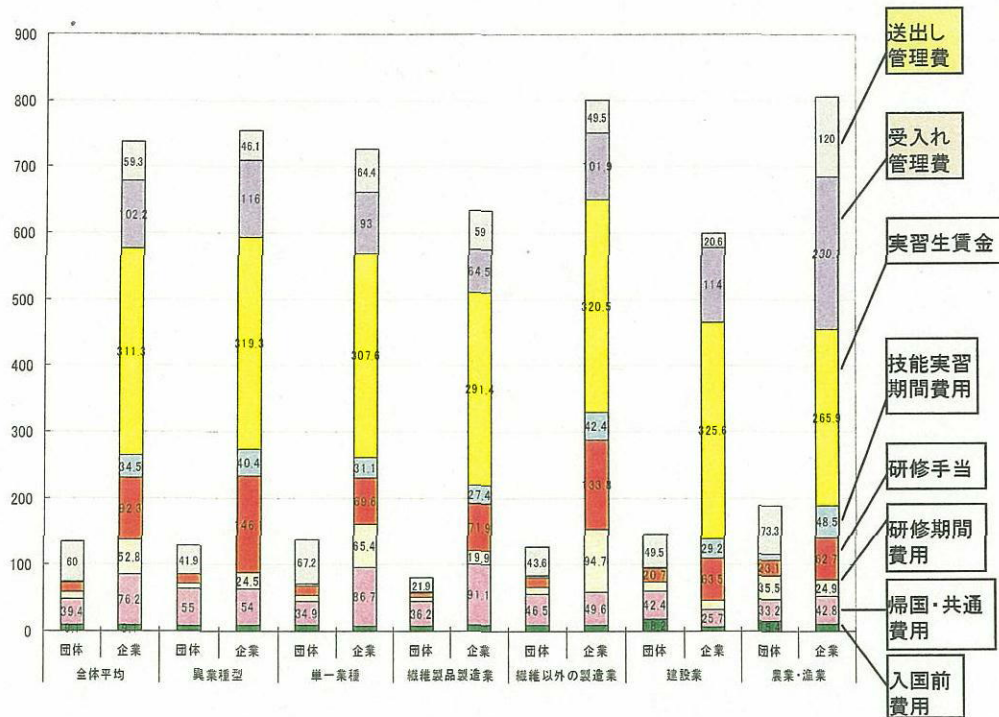
技能実習移行申請企業が所属する団体(研修時の第1次受入れ機関:全1116団体)の種別内訳

## ②送出し機関・受入れ団体に対する管理費

送出し機関及び受入れ団体の中には営利を目的として高額な管理費等を徴収しているケースがあり、受入れ企業の負担増や実習生の賃金水準の低下、拘束的労働の原因ともなっているとの指摘がある。

### 団体監理型における受入れ費用※比較（受入れ企業業種別）

※研修期間・技能実習期間合わせて3年間の費用  
経済産業省委託調査より



### 「受入れ管理費の具体的事例」

- 1社2万円＋研修実習生一人当たり2千円／月で、管理費とは別に採用時渡航費用を積立。
- 研修生・実習生一人につき1万円／月
- 研修生約5万円／月、実習生2.5万円／月
- 研修生4万円／月、実習生3万円／月

### 「送出し管理費の具体的事例」

- 1年目(研修)1名につき2万円／月、2年目～(技能実習)1名につき1万円／月
- 組合が企業から徴収し、送り出し機関に送金。
- 送出し管理費は、一人当たり2.5万円／月で、主に現地での事前集合研修費用としている。
- 送出し機関の視察団が年2、3回訪日し、組合と全受入れ企業を訪問する際支払い。  
(受入れ企業等へのヒアリングより)

### ※ 管理費の内訳

受入れ管理費：研修生の募集・選考に要する費用、集合研修に要する費用、受入れ企業に対する指導・支援に要する費用等

送出し管理費：研修生の選抜・選考に要する費用、日本語教育等の事前研修に要する費用、研修生・実習生に対する相談・支援に要する費用等

が挙げられるが、具体的な内容・金額は個々の受入れ団体、送出し機関が決定している。

### ③保証金等

送出し機関の多くが、失踪防止等を目的として、本人から保証金や違約金を徴収したり、身元保証人を求めたりしている。

#### 送り出し側の問題:保証金等の事例

JITCOフォローアップ調査結果(中国:対象63人)

保証金納入状況(対象63人)

納入あり		不納	無回答
49人 (77.8%)		14人 (22.2%)	0
送出し企業	送出し機関		
22人 (34.9%)	27人 (42.9%)		

納入者のうち保証金の返還状況(対象49人)

	全額返還された	一部返還された	返還されなかった	無回答
(人)	46(93.8%)	0(0%)	3(6.2%)	0

#### 【送出し機関の実態】

JITCOと送出し国政府窓口との間において協力体制に関する文書(R/D)を締結しており、各国政府窓口は適切と認められる送出し機関を認定している。

#### (中国の例)

中国の認定送出し機関は、①商務部管轄の中日研修生協力機構に加盟するもの(182機関)と、②国家外国專家局が認定するもの(8団体)の2種類がある。

また、研修生・実習生に対するケア、送出し管理費の徴収や新規受入れ団体・企業の開拓等を目的として、日本国内に駐日事務所を設置している送出し機関も多い。(①44機関、②6機関)

この他、認定送出し機関が関与せず、地方自治体等の地方組織が直接研修生を送り出すケースがある。

## ○「研修」のみで1年以内で帰国する場合の取扱い

### ・「研修」の位置づけ

「研修」+「技能実習」についての整理以外に、技能実習には移行せず「研修」のみで1年以内に、帰国する場合についての取扱いが課題として残る。「研修」のみで1年以内に帰国する場合にも、ほとんどの場合「実務研修」が行われており、「実務研修中の研修生の法的保護を図る」べき必要性に変わりはない。

### 「研修」の位置づけについて

現行		見直し案
「研修」 (1年以内) のみ	「座学研修」 のみ	検討が必要
	「実務研修」 を伴うもの	
「研修」+「技能実習」 (最長3年)		新「技能実習」に統合

# ○帰国後の技能移転の実効性の確保

## ・技能移転の実効性

実習終了時の評価試験の受験は任意であり、受験率も低いため、実習成果の把握ができていない。また、実習生の帰国後の就職状況等技能移転の実態は十分に把握されていない。

### 技能実習制度における実習終了時の評価試験受験者数の推移

技能実習終了時の3級レベル試験受験率は、0.76%

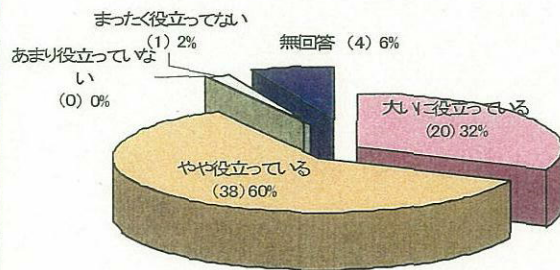
	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度
3級レベル受験者数 (A) カッコ内数字はJITCO認定評価システム受検者数	105 (15)	169 (25)	205 (24)	263 (8)
3級レベル受験率 (A/C)	0.47%	0.73%	0.75%	0.76%
3級レベル合格者数 (B) カッコ内数字はJITCO認定評価システム受検者数	96 (15)	155 (25)	187 (24)	246 (8)
3級レベル合格率 (A/B)	91.4%	91.7%	91.2%	93.5%
前々年度の移行申請件数※2 (C)	22,268	22,997	27,233	34,816

### 研修・技能実習における技能習得の状況について評価(調査対象:中国)

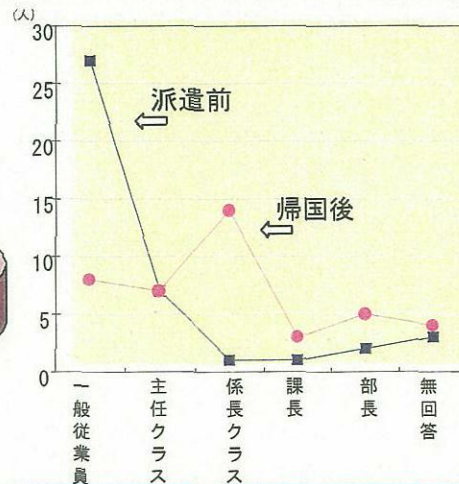
(JITCOフォローアップ結果より)

#### ①習得技能の活用状況

(調査対象:63人)



#### ②送出し企業における帰国生の処遇(調査対象:41人)



#### ③具体例(送出し企業現地調査から)

	帰国生1		帰国生2		帰国生3	
	配属	職位	配属	職位	配属	職位
イ社縫製	派遣前	縫製工 一般工	縫製工 一般工			
	帰国直後	サンプル製造 職場主任	縫製工 班長			
ロ社縫製	派遣前	縫製 一般職員	縫製 一般職員			
	帰国直後	技術組 職場長責任者	職場技術者 副主任			
ハ社製造	派遣前	一般工	一般工		一般工	
	帰国直後	班長	一般工		品質検査	
	帰国1年後	職場副主任	班長			
帰国3年後	職場主任					

## ○ JITCOのあり方

### JITCOの体制

体制（平成19年7月現在）

本部（総務部、出入国部、企業部、国際部、能開部）  
常勤役員 7人 本部職員 109人（非常勤スタッフ等を除く。）  
地方駐在事務所 全国17カ所（巡回指導要員 約60名）

### 役割

#### （国際関係）

- ①送り出し国政府とのR/Dの締結、定期協議・意見交換
- ②帰国生ネットワーク化事業（同窓会の組織化）の推進等

#### （出入国関係）

- ①入国・在留関係申請書類の事前点検事業（会員以外も対象）
- ②入国・在留関係申請書類の取次ぎ事業（会員のみ：有料）
- ③受入れ機関に対する実地調査（実習移行、在留期間更新時）等

#### （能力開発関係）

- ①研修成果の評価・技能実習計画の評価（政府からの委託）
- ②技能実習生受入れ企業・団体に対する自主点検、巡回指導（政府からの委託）
- ③技能実習修了認定証明書の交付（政府からの委託）
- ④日本語教育支援
- ⑤教材の開発等

#### （相談・援助）

- ①受入れに関する相談（企業・団体向け）
- ②母国語相談等（研修生・技能実習生向け）

その他、各種セミナーの開催等を行っている。

### JITCOの取組み

- ①受入れ機関への巡回指導の強化  
平成19年度7,300件実施予定（前年度比1,300件増）
- ②全受入れ機関への自主点検の実施
- ③自主点検を踏まえた巡回指導の実施及びそれらの結果の労働基準監督機関への提供
- ④適正化キャンペーン会議等の実施  
2007年6月～7月全国7都市にて開催  
※参加者数 789団体、1158名
- ⑤受入れ団体の技能実習担当者講習会の実施  
（平成19年度 42回 対象者1,050名を予定）
- ⑥地方行政機関連絡会議の実施等関係行政機関との連携

#### ○労働基準監督機関による監督指導等の実施

- ・労働基準監督機関においては、JITCOから提供された情報も踏まえ、技能実習生の労働条件の履行・確保上、問題がある技能実習生受入れ事業場に対する監督指導を実施
- ・出入国管理機関との間に新たに設けた相互通報制度を適切に運用。

#### 技能実習生受入れ事業場に対する監督指導結果

平成18年度 監督指導実施事業場数1633件  
（うち違反事業場数 1209件（74.0%））

#### ○出入国管理機関による調査等

- ・受入れ団体・企業に対する実態調査を行い、入管法令等に照らして「不正行為」に当たると判断した場合は、新規受入れを3年間停止するなど、厳格に対応。
- ・労働基準監督機関との間に新たに設けた相互通報制度を適切に運用。

平成18年 不正行為認定件数 229件

# ○その他

## ①実習実施体制

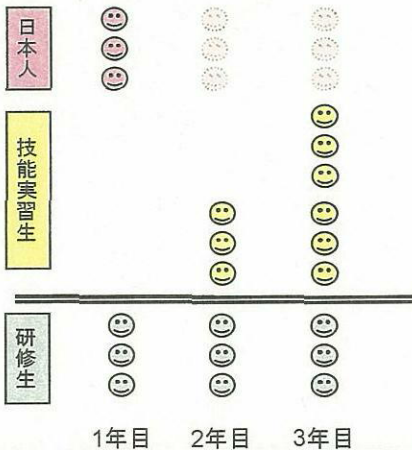
受入れ企業によっては、研修生、実習生の数が日本人従業員を大きく上回っていたり、事業主以外は全て研修生・実習生といった例も見られる。

### 【研修生受入れ人数の上限】

入管法に基づく基準省令において、受入れ企業の常勤職員1/20と規定されている。  
また、基準省令第6号の特例告示においては、団体監理型の研修生の受入れ人数枠について、それぞれ受入れ企業の常勤職員数に従い上限が規定されている。

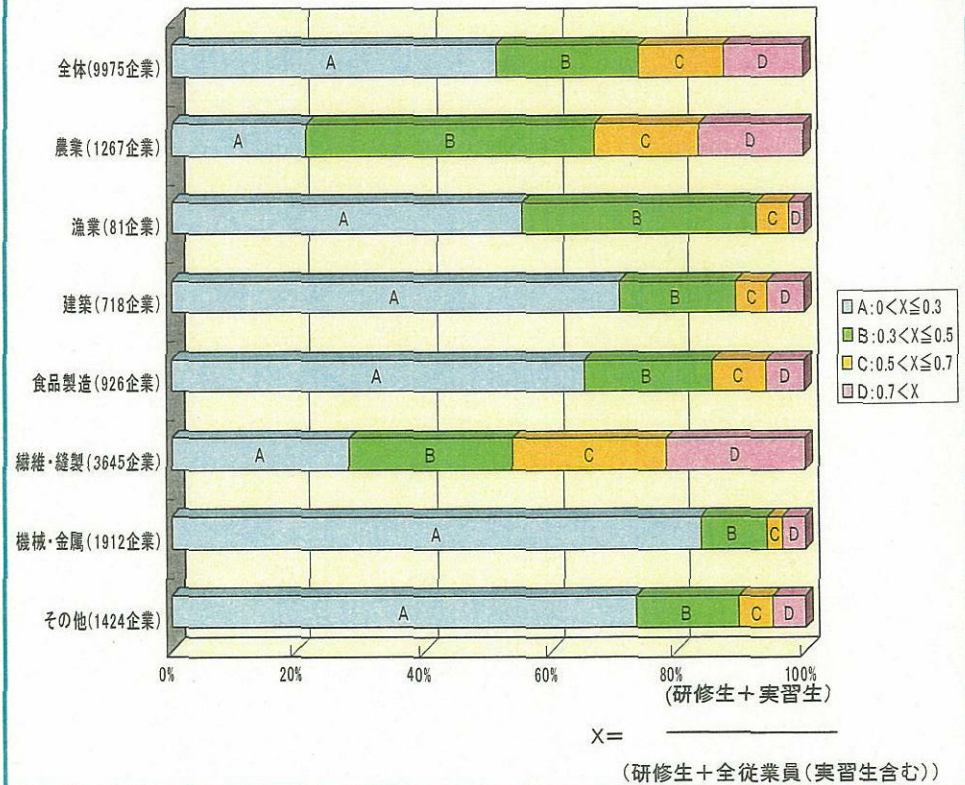
区分	第1次受入機関	受入れを行う企業等の常勤職員数	研修生の人数枠
A	企業単独型		常勤職員の5%以内
	民法第34条による社団・財団法人		
	職業訓練法人(財団法人)		
B	商工会義所・商工会	201人以上300人以下	15人
	中小企業団体	101人以上200人以下	10人
	職業訓練法人(社団法人)	51人以上100人以下	6人
		50人以下	3人
C	農業協同組合 農業技術協力を行う公益法人	農業を営む組合員	2人以下

団体監理型における中小企業団体(B区分)傘下企業における受入れ人数のシミュレーション(従業員3~50名の企業における受入れのケース)



### 受入れ企業の従業員に対する研修生、実習生の割合

(JITCO自主点検結果より)

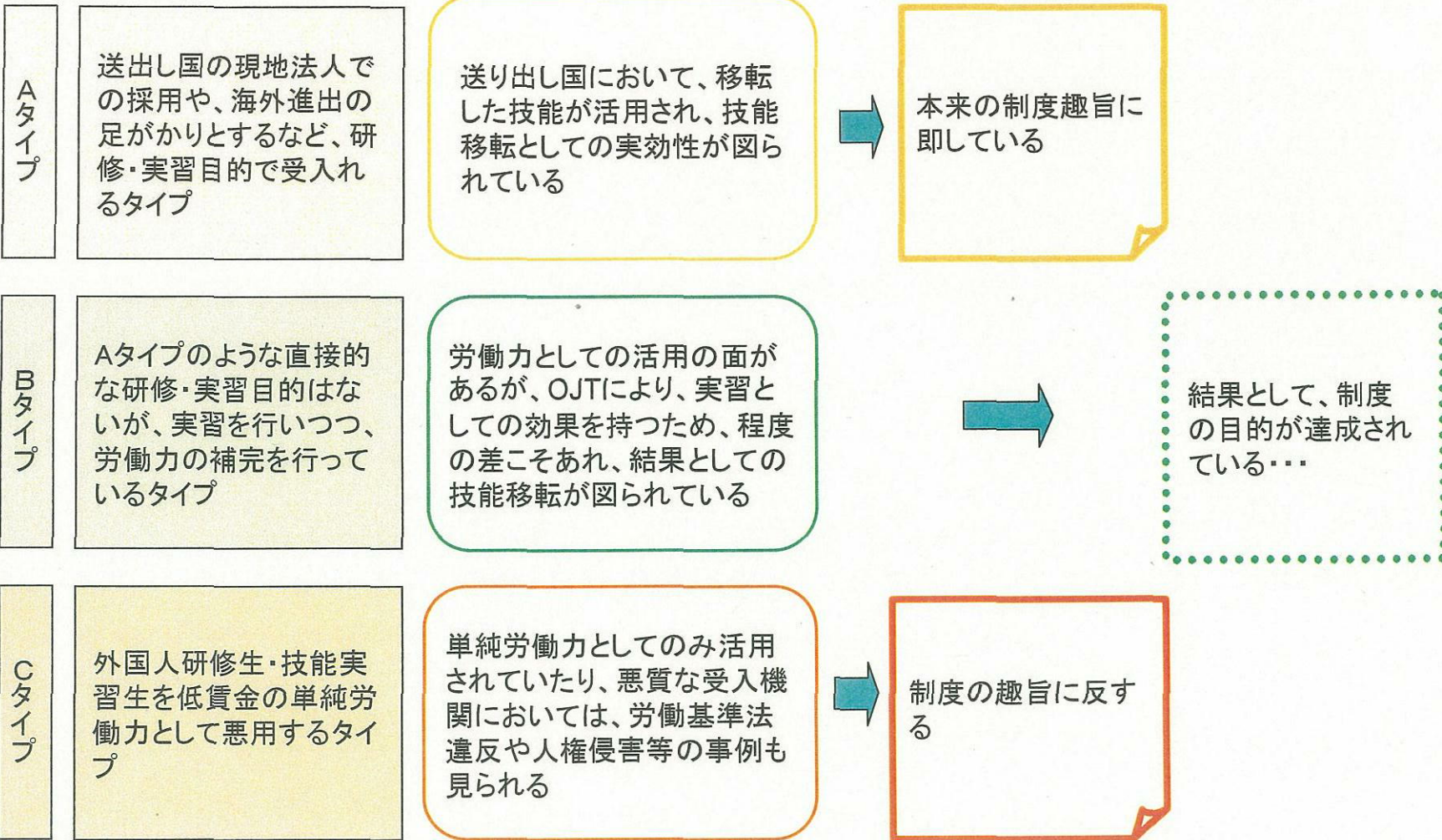


昨年12月に改訂された「入国管理局指針」においては、「受入れ機関の『常勤の職員』の中に、常勤の役員を除くと技能実習生以外に従業員がおらず、技能実習生が従業員の全てを占めるような場合等は研修実施体制が整備されているとは認められないことがある」とされている。



## ②受入れ企業・産業分野の問題

### 技能実習生の受入れパターン



## Bタイプの受入れ企業のパターン

B1  
タイプ

日本人労働者を確保できているが、補完的に日本人とほぼ同等の賃金で実習生も活用

実習の実効性をより確保する必要がある

B2  
タイプ

一定の水準の賃金で求人を出していても、3K職場等のため、日本人労働者の確保ができず、ほぼ同等の賃金で実習生を労働力としても活用

労働環境・労働条件等の改善の努力を促す必要がある

B3  
タイプ

一定の水準の賃金で求人を出せば、日本人を確保できる可能性があるにもかかわらず、あえて、日本人よりも明らかに低い賃金で実習生を労働力としても活用

同等報酬要件の実効性確保や日本人の採用を促す必要がある

B4  
タイプ

産業構造上、日本人が望む賃金水準の求人を出すことができず、日本人が確保できないため、実習生を低賃金の労働力としても活用

地域の経済や雇用への貢献の観点、産業の高度化等の観点から産業のあり方を検討する必要がある